

社会福祉法人富良野あさひ郷

おひさま保育園運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人富良野あさひ郷(以下「法人」という。)及び他の事業所に勤務する従業員が、働きながら子育てしやすい環境を整え、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進するため、法人が設置する「おひさま保育園」(以下、「当園」という。)が企業主導型保育事業として行う保育・教育の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下、「利用子ども」という。)に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育するよう努める。
 - 3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 おひさま保育園
- (2) 所在地 北海道富良野市東雲町1番1号 (特別養護老人ホーム北の峯ハイツ敷地内)

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(2018年告示)及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 職員 保育所の配置基準に1人加えた人数(最低職員数2人)
責任者は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づく全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(2) 嘱託医 1 人（非常勤）

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び利用子どもの保護者(以下、「当該保護者」という。)への相談・指導を行う。

(3) 嘱託歯科医 1 人（非常勤）

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び当該保護者への相談・指導を行う。

(4) 事務員 1 人（常勤専従）

事務職員は、当園の事務を行う。また、地域連携推進員として、企業間の連携、地域枠の子どもの受入、市町村への情報提供等、保育所と地域との連携を推進する。

（保育・教育を提供する日）

第 6 条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日～翌年 1 月 1 日～3 日を除く。

（保育・教育を提供する時間）

第 7 条 当園の保育提供時間は次の通りとする。なお、開所時間は、利用子どもの保育希望時間により短縮することもある。

(1) 基本時間 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分まで

（利用定員）

第 8 条 利用定員は 19 人とし、企業枠と連携企業枠、地域枠を設け、定員は以下の通りとする。

(1) 企業枠 利用子どもの保護者のいずれかが法人に勤務し、保護者のいずれも就労等要件を満たす場合は企業枠とする。定員は施設の利用定員に準じ、全体の 10%以上とする。

(2) 連携企業枠 法人以外の企業と法人が契約を交わしている企業(以下、「連携企業」という。)に勤務する保護者は、要件を満たす場合は連携企業枠とする。定員は施設の利用定員に準ずる。

(3) 地域枠 利用子どもの保護者が法人並びに法人と契約を交わした企業に勤務する者ではなく、保護者のいずれも就労等要件を満たす場合は地域枠とする。定員は施設の利用定員の 50%以下とする。

（月極保育）

第 9 条 月極保育は 1 ヶ月 16 日以上保育するものをいい、保育対象は企業枠及び地域枠とする。

(利用料その他の費用等)

第 10 条 月極保育の保護者は、次の号の区分による利用料を当園へ支払うものとする。

(1)企業枠のうち法人職員の利用料

年齢区分	保育料	主食費
0 歳児（生後 8 か月～）	10,000 円	保育料に含まれる
1,2 歳児	10,000 円	〃
3 歳児	0 円	〃
4 歳児以上	0 円	〃

(2)連携企業枠の利用料

年齢区分	保育料	主食費
0 歳児（生後 8 か月～）	32,000 円	保育料に含まれる
1,2 歳児	31,000 円	〃
3 歳児	0 円	〃
4 歳児以上	0 円	〃

(3)地域枠の利用料

年齢区分	保育料	主食費
0 歳児（生後 8 か月～）	35,000 円	保育料に含まれる
1,2 歳児	34,000 円	〃
3 歳児	25,500 円	〃
4 歳児以上	22,500 円	〃

- ※1 0～2 歳児において、住民税非課税世帯の場合保育料を無償とする。ただし地域枠にあつては、自治体から教育・保育給付認定を受けている場合のみ適用する。
- ※2 3 歳児以上の保育料は原則無償とする。ただし地域枠にあつては、自治体から教育・保育給付認定を受けている場合のみ適用する。
- ※3 3 歳児以上は上記の他、副食費として別途 4,500 円を徴収する。（無償化の対象となる世帯も含む）

- 2 第 1 項に定めるもののほか、当園の保育・教育において提供する便宜の要する費用については、当該保護者より実費の負担を受ける。
- 3 当該保護者は、前 2 項の規定による利用料等を、保育を受けた日の属する月の 27 日までに当園に支払うものとする。

(その他の負担)

第 11 条 当該保護者は、利用子どもが使用する、紙おむつ・タオル等の生活必需品を自ら提供しなければならない。ただし、当該保護者は、生活必需品について当園が提供するサービ

スを利用する場合は、利用に伴い発生する経費を負担するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 12 条 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの当該保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1)当該保護者から当事業利用の取り消しの申出があったとき。

(2)市町村が、当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3)その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医または、利用子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、上川総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室、富良野市教育委員会教育部子ども未来課及び当該保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上の避難及び救出その他、必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)その他、虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者(当該保護者等、利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、上川総合振興局、富良野市・児童相談所等の適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 16 条 当園は、当該保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等、苦情受付窓口、第三者委員を設置し、当該保護者に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

第 17 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、おひさま保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講ずる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に連絡・周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、上川総合振興局、富良野市に報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 18 条 当園では、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期検診及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症または食中毒が発生し、又は、まん延しないよう国の「保育所における感染症ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 19 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその当該保護者に対して、十分な配慮のもと、保育や支援を行う。利用子どもや当該保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、当該保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、当該保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、当該保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（秘密の保持）

第 20 条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び当該保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 当園を退職した場合であっても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 21 条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて 5 年間保存するものとする。

- (1)保育・教育の実施にあたっての計画
- (2)提供した保育・教育に係る提供記録
- (3)市町村への通知に係る記録
- (4)保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5)事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附則

この規程は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

2019 年 4 月 1 日一部改正（第 8 条）

2019 年 10 月 1 日一部改正（第 10 条）

2021 年 9 月 6 日一部改正（第 4 条、8 条、10 条、11 条、16 条）

2021 年 11 月 1 日一部改正（第 8 条）